

別紙

諮問第647号

答 申

1 審査会の結論

「教育管理職自己申告・業績評定書」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年度教育管理職自己申告・業績評定書<〇〇用>及び同年度教育管理職能力評定書<〇〇用>の都立〇〇学校〇〇のもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が平成30年3月20日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

平成〇年度業績評定、能力評定の一次評定については、既に平成〇年〇月に学校経営支援センターより口頭でA4判1枚分の説明があった。事実関係に疑問があったため、人事部職員課と3回のやり取りを行っている。一次評定に関する部分は、その内容と同じであるため、開示を願いたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件一部開示決定に係る事業内容や制度について

ア 教育管理職に係る自己申告及び業績評定について

都立学校及び区市町村立学校に勤務する校長及び副校長（以下「教育管理職」という。）の平成〇年度の自己申告については、平成〇年度教育管理職自己申告実施要領（平成〇年４月１日付〇教人職第〇号。以下「自己申告実施要領」という。）に基づき、同年度の教育管理職の業績評定については、平成〇年度教育管理職業績評定実施要領（平成〇年４月１日付〇教人職第〇号。以下「業績評定実施要領」という。）に基づき、それぞれ実施している。

本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、「平成〇年度 教育管理職自己申告・業績評定書<〇〇用>」（以下「自己申告・業績評定書」という。）は、教育管理職自身が職務上の目標と成果等を記入するとともに、目標の達成状況やその過程における行動について自己評価を行う際に用いる。これを受け、一次評定者は業績評価を実施し、評定内容を自己申告・業績評定書の「一次評定」「特記事項」「業績評価（総合）」「業績に関する特記事項」欄に記入する。

また、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、「平成〇年度 教育管理職能力評定書<〇〇用>」（以下「能力評定書」という。）は、教育管理職自身が評価の着眼点ごとに自己評価をするとともに、一次評定者による能力評価並びに一次評定者及び最終評定者による業績・能力総合評価に用いる。

イ 教育管理職業績評定結果の本人告知について

教育管理職業績評定結果の本人告知は、業績評定実施要領等に基づき実施している。本人告知の対象は、業績・能力総合評価の最終評定であるが、業績・能力総合評価の最終評定又は業績・能力総合評価の一次評定が一定の基準に該当する場合は、業績・能力総合評価の一次評定を併せて告知することとしている。

また、本人希望があった場合には、業績評価の総合的な評価についても告知する。

(2) 非開示理由について

本件対象保有個人情報のうち、自己申告や自己評価として本人が記載した事項や、上記（１）イ記載のとおり、業績評定結果の本人告知の機会等に本人に伝えられることとなる評語については、開示対象とした。

一方、「一次評定」欄や「特記事項」欄、「総合意見」欄等については、一次評定者及び最終評定者が評価に際し記載するものである。「一次評定」欄については、業績評定結果の本人告知等における告知の対象とはなっていない。

また、「特記事項」欄等については、業績評定の説明や評語に影響を与えるような特段の事情がある場合に記載するものである。

これらの情報が公になることが前提となると、今後の業績評定の実施に際し、評定者が率直な内容を記載することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上により、本件非開示部分は条例16条6号に該当することから、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月 5日	諮問
平成30年 7月23日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年11月22日	新規概要説明（第199回第二部会）
令和 元年12月23日	審議（第200回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第201回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表に掲げる本件対象保有個人情報1及び2を特定し、同表に掲げる本件非開示情報がそれぞれ条例16条6号に該当するとして、これらを非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 教育管理職の業績評定について

東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則（平成7年教育委員会規則第16号。以下「業績評定に関する規則」という。）は、1条において、同規則の目的を「教育管理職の学校経営における業績を正確かつ客観的に把握するとともに、これを評定し、その結果を教育管理職の任用、給与、選考等に反映することにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、もって学校教育の一層の充実を図ること」と規定している。

実施機関では、このような目的の下、業績評定に関する規則8条、自己申告実施要領及び業績評定実施要領に基づき、教育管理職の自己申告を参考にし、業績評定を実施し、その内容を教育管理職自己申告・業績評定書及び教育管理職能力評定書に記録している。

業績評定は、一次評定者が、評定基準日において、被評定者の業績評定対象期間内における職務の実績を評価する「業績評価」、職務遂行過程において発揮した能力を評価する「能力評価」をそれぞれ行った上で、各評価を踏まえ総合的に評価する「業績・能力総合評価（一次評定）」を行った後、最終評定者が「業績・能力総合評価（最終評定）」を行う。一次評定では絶対評価、最終評定では相対評価を行っている。

ウ 教育管理職の本人告知について

本人告知は、一次評定者が被評定者に対し、職務遂行において見られた事柄に触れながら、能力評価においてチェックされた育成すべき能力を告知し、指導・助言を行い、次期の目標設定の参考となるようにするほか、最終評定者からの通知に基づき、業績・能力総合評価（最終評定）を文書で告知する旨、業績評定実施要領及び「平成〇年度教育管理職業績評定結果の本人告知について」（平成〇年〇月〇日付〇教人職第〇号）において、規定されている。

また、本人の希望があった場合、業績評価の総合的な評価及び業績・能力総合評価（一次評定）を本人に告知する。

なお、業績・能力総合評価（最終評定）の評語又は業績・能力総合評価（一次評定）の評語が一定の基準に該当する場合には、業績・能力総合評価（一次評定）も業績・能力総合評価（最終評定）と併せて本人に告知することとされている。

実施機関に確認したところ、本人告知の際は、一次評定者と被評定者である教育管理職が面接を通して十分な意見交換を行いつつ共通理解を深め、その評価結果を教育管理職が認識することで、実施機関が人材育成を進めていく基礎とするものであるとのことである。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報のうち、本件対象保有個人情報1の「一次評定」欄は、審査請求人の設定した目標と成果に対し、それぞれ業績評価一次評定の評語が記載される欄であり、「特記事項」欄及び「業績に関する特記事項」欄は、業績評価の一次評定及び業績評価（総合）について、その評語とした理由や、評価に際し考慮すべき業績や特段の事情などが、一次評定者により記載される欄である。

本件対象保有個人情報2の「一次評定」欄は、能力評価の着眼点に対し、それぞれ能力一次評定の評語が記載される欄であり、「育成すべき能力」欄及び「特記事項」欄は、能力評価の一次評定について、その評語とした理由や、評価に際し考慮すべき業績や特段の事情などが一次評定者により記載される欄であり、「業績・能力総合評価（一次評定）総合意見」欄は、業績・能力総合評価（一次評定）をその評語とした理由や、評語に影響を与えるような特段の事情がある場

合にその理由などが一次評定者により記載される欄である。

本件対象保有個人情報2の「業績・能力総合評価（最終評定）総合意見」欄は、業績・能力総合評価（最終評定）をその評語とした理由や意見が最終評定者により具体的に記入される欄であることが確認された。

審査請求人は審査請求書において、本件非開示情報は、実施機関から口頭で説明された内容と同じである旨主張しているが、実施機関に確認したところ、本人告知の際は、一次評定者は本件非開示情報の内容を踏まえ、被評定者の性格や感情に配慮しながら、その評語とした理由及び根拠を適切に伝え、人材育成を進めることが求められているとのことである。本件非開示情報は、人事管理に係る事務全般のために利用されるものであることを併せ踏まえると、当該情報を開示することにより、評定者が誤解や摩擦が生ずることを懸念し、率直な評価、判断及び意見の記載を躊躇することとなる結果、記載内容の形骸化を招き、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に該当すると認められる。

したがって、本件非開示情報は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

本件対象保有個人情報		本件非開示情報
1	平成○年度 教育管理職自己 申告・業績評定書<○○用>	「一次評定」欄
		「特記事項」欄
		「業績に関する特記事項」欄
2	平成○年度 教育管理職能力 評定書<○○用>	「一次評定」欄
		「育成すべき能力」欄
		「特記事項」欄
		「業績・能力総合評価（一次評定）総 合意見」欄
		「業績・能力総合評価（最終評定）総 合意見」欄